

《沖縄防衛対談シリーズ②》

「尖閣問題に仕掛けられている 日中共同声明の罠」

一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム
理事長 仲村覚



江戸の藩の石高ランキング (文久3年幕府大目付調べ)

順位	国名	藩名	石高	初代藩主	初代藩主の父	文久3年の藩主	藩格
1	加賀	金沢	120万石	前田従三位中納言利長	前田利家	前田正二位權中納言齊泰	外様
2	薩摩	鹿児島	72万8000石	島津從三位中納言家久	島津義弘	島津修理大夫忠義	外様
3	陸奥	仙台	62万石	伊達權中納言政宗	伊達輝宗	伊達左中將慶邦	外様
4	尾張	名古屋	61万9500石	徳川從二位權大納言義直	徳川家康	徳川義宣	三家
5	紀伊	和歌山	55万5000石	徳川從二位權大納言頼宣	徳川家康	徳川茂承	三家
6	肥後	熊本	54万石	細川從三位參議忠興	細川藤孝	細川正四位下左中將	外様
7	筑前	福岡	47万3000石	黒田從四位下筑前守長政	黒田孝高	黒田從二位左中將長溥	外様
8	安芸	広島	42万6000石	浅野從四位下伊守幸長	浅野長政	浅野從四位下少將長訓	外様
9	長門	萩	36万石	毛利從三位權中納言輝元	毛利隆元	毛利從二位權大納言敬親	外様
10	肥前	佐賀	35万7000石	鍋島從四位下侍從勝茂	鍋島直茂	鍋島從一位肥前守直大	外様
11	常陸	水戸	35万石	徳川正三位權中納言頼房	徳川家康	徳川從三位權中納言慶萬	三家
12	伊勢	津	32万3900石	藤堂從四位下侍從高虎	藤堂虎高	藤堂和泉守高嶽	外様
13	越前	福井	32万石	松平正四位下參議忠昌	結城秀康	松平從五位下肥前守茂昭	親藩
14	因幡	鳥取	32万石	池田從四位下侍從忠雄	池田輝政	池田左中將慶慈	外様
15	備前	岡山	31万5000石	池田正四位下參議輝政	池田恒興	池田從四位下左中將茂政	外様
16	陸奥	会津	28万石	保科正四位下肥後守正之	徳川秀忠	松平從四位下侍從容保	親藩
17	阿波	徳島	25万7000石	蜂須賀從四位下阿波守至鎮	蜂須賀家政	蜂須賀從四位下阿波守吉裕	外様
18	土佐	高知	24万石	山内從四位下土佐守一豊	山内盛豊	山内土佐守豊範	外様
19	近江	彦根	23万石	井伊正四位上左中將直孝	井伊直政	井伊拂部頭直憲	譜代
20	筑後	久留米	21万石	有馬從四位下侍從豊氏	有馬則頼	有馬左中將頼成	外様
21	出羽	久保田	20万5000石	佐竹右京大夫義宣	佐竹義重	佐竹義堯	外様
22	陸奥	盛岡	20万石(格)	南部從四位下信濃守利直	南部信直	南部正三位美濃守利剛	外様
23	出雲	松江	18万6000石	松平從四位上出羽守直政	結城秀康	松平從四位上權少將定安	親藩
24	武藏	川越	17万石	松平從四位下大和守直基	結城秀康	松平從四位下權少將直克	親藩
25	出羽	鶴岡	16万7000石	酒井左衛門尉次	酒井忠次	酒井從四位下左衛門尉忠篤	譜代
26	大和	郡山	15万1200石	柳沢從四位下侍從吉保	柳沢安忠	柳沢從四位下侍從保申	譜代
27	伊予	松山	15万石	松平從五位下隱岐守定勝	久松俊勝	松平勝成	親藩
27	豊前	小倉	15万石	小笠原從五位下兵部大輔秀政	小笠原貞慶	小笠原從四位下大膳大夫忠朝	譜代
27	播磨	姫路	15万石	酒井河内守重忠	酒井正親	酒井侍從忠續	譜代
27	越後	高田	15万石	柳原式部大輔廉政	柳原長政	柳原式部大輔政敬	譜代
27	出羽	米沢	15万石	上杉從三位權中納言景勝	長尾政景	上杉侍從齊憲	外様
32	讃岐	高松	12万石	松平從四位上讃岐守頼重	徳川頼房	松平從四位上權少將頼聰	親藩
33	相模	小田原	11万3000石	大久保相模守忠隣	大久保忠世	大久保從四位下加賀守忠礼	譜代
34	伊勢	桑名	11万石	松平從五位下越中守定綱	松平定勝	松平越中守定敏	親藩
34	備後	福山	11万石	阿部備中守正次	阿部正勝	阿部主計頭正方	譜代

順位	国名	藩名	石高	初代藩主	初代藩主の父	文久3年の藩主	藩格
1	加賀	金沢	120万石	前田従三位中納言利長	前田利家	前田正二位權中納言齊泰	外様
2	陸奥	仙台	62万石	伊達權中納言政宗	伊達輝宗	伊達左中將慶邦	外様
3	尾張	名古屋	61万9500石	徳川從二位權大納言義直	徳川家康	徳川義宣	三家
4	薩摩	鹿児島	60万4000石	島津從三位中納言家久	島津義弘	島津修理大夫忠義	外様
5	紀伊	和歌山	55万5000石	徳川從二位權大納言頼宣	徳川家康	徳川茂承	三家
6	肥後	熊本	54万石	細川從三位參議忠興	細川藤孝	細川正四位下左中將	外様
7	筑前	福岡	47万3000石	黒田從四位下筑前守長政	黒田孝高	黒田從二位左中將長溥	外様
8	安芸	広島	42万6000石	浅野從四位下伊守幸長	浅野長政	浅野從四位下少將長訓	外様
9	長門	萩	36万石	毛利從三位權中納言輝元	毛利隆元	毛利從二位權大納言敬親	外様
10	肥前	佐賀	35万7000石	鍋島從四位下侍從勝茂	鍋島直茂	鍋島從一位肥前守直大	外様
11	常陸	水戸	35万石	徳川正三位權中納言頼房	徳川家康	徳川從三位權中納言慶萬	三家
12	伊勢	津	32万3900石	藤堂從四位下侍從高虎	藤堂虎高	藤堂和泉守高嶽	外様
13	越前	福井	32万石	松平正四位下參議忠昌	結城秀康	松平從五位下肥前守茂昭	親藩
13	因幡	鳥取	32万石	池田從四位下侍從忠雄	池田輝政	池田左中將慶德	外様
15	備前	岡山	31万5000石	池田正四位下參議輝政	池田恒興	池田從四位下左中將茂政	外様
16	陸奥	会津	28万石	保科正四位下肥後守正之	徳川秀忠	松平從四位下侍從容保	親藩
17	阿波	徳島	25万7000石	蜂須賀從四位下阿波守至鎮	蜂須賀家政	蜂須賀從四位下阿波守吉裕	外様
18	土佐	高知	24万石	山内從四位下土佐守一豊	山内盛豊	山内土佐守豊範	外様
19	近江	彦根	23万石	井伊正四位上左中將直孝	井伊直政	井伊拂部頭直憲	譜代
20	筑後	久留米	21万石	有馬從四位下侍從豊氏	有馬則頼	有馬左中將頼成	外様
21	出羽	久保田	20万5000石	佐竹右京大夫義宣	佐竹義重	佐竹義堯	外様
22	陸奥	盛岡	20万石(格)	南部從四位下信濃守利直	南部信直	南部正三位美濃守利剛	外様
23	出雲	松江	18万6000石	松平從四位上出羽守直政	結城秀康	松平從四位上權少將定安	親藩
24	武藏	川越	17万石	松平從四位下大和守直基	結城秀康	松平從四位下權少將直克	親藩
25	出羽	鶴岡	16万7000石	酒井左衛門尉次	酒井忠次	酒井從四位下左衛門尉忠篤	譜代
26	大和	郡山	15万1200石	柳沢從四位下侍從吉保	柳沢安忠	柳沢從四位下侍從保申	譜代
27	伊予	松山	15万石	松平從五位下隱岐守定勝	久松俊勝	松平勝成	親藩
27	豊前	小倉	15万石	小笠原從五位下兵部大輔秀政	小笠原貞慶	小笠原從四位下大膳大夫忠朝	譜代
27	播磨	姫路	15万石	酒井河内守重忠	酒井正親	酒井侍從忠續	譜代
27	越後	高田	15万石	柳原式部大輔廉政	柳原長政	柳原式部大輔政敬	譜代
27	出羽	米沢	15万石	上杉從三位權中納言景勝	長尾政景	上杉侍從齊憲	外様
32	讃岐	高松	12万石	松平從四位上讃岐守頼重	徳川頼房	松平從四位上權少將頼聰	親藩
33	相模	小田原	11万3000石	大久保相模守忠隣	大久保忠世	大久保從四位下加賀守忠礼	譜代
34	伊勢	桑名	11万石	松平從五位下越中守定綱	松平定勝	松平越中守定敏	親藩
34	備後	福山	11万石	阿部備中守正次	阿部正勝	阿部主計頭正方	譜代
35	出羽	米沢	15万石	尚円王	尚稷(しょうしょく)	尚泰王	?
35	琉球	琉球	12万4000石	尚円王	尚稷(しょうしょく)	尚泰王	?
35	讃岐	高松	12万石	松平從四位上讃岐守頼重	徳川頼房	松平從四位上權少將頼聰	親藩
34	相模	小田原	11万3000石	大久保相模守忠隣	大久保忠世	大久保從四位下加賀守忠礼	譜代
35	伊勢	桑名	11万石	松平從五位下越中守定綱	松平定勝	松平越中守定敏	親藩
35	備後	福山	11万石	阿部備中守正次	阿部正勝	阿部主計頭正方	譜代



外交部、「釣魚島とその付属島嶼は中国固有の領土」

人民網日本語版 2020年05月12日13:10



11日に行われた中国外交部（外務省）の定例記者会見で、「中国海警局が釣魚島（日本名・尖閣諸島）海域で日本の漁船を追尾した」件に関する記者の質問に対し、外交部の趙立堅報道官は、「釣魚島及びその付属島嶼は中国の固有の領土であり、釣魚島海域を巡航し法執行を行うことは中国の固有の権利だ。我々は日本側に四つの原則的共通認識の精神を遵守し、釣魚島問題において新たなもめ事が起こることを避け、実際の行動で東中国海情勢の安定を守るよう要求する」と強調した。

趙報道官はさらに、「中国海警局は先ごろ、釣魚島海域を定期巡航した際、日本の漁船1隻が中国の領海内で違法に操業していることを発見した。中国海警船は法に基づいてこの漁船を追跡監視し、直ちに操業を停止して関連海域を出るよう要求し、日本海上保安庁の船舶による違法な妨害に断固として対応した。中国はすでに外交ルートを通じてこの件について日本側に厳正な申し入れを行い、直ちに権利侵害行為をやめるよう日本側に促した」と述べた。（編集AK）

「人民網日本語版」2020年5月12日

外務省：釣魚島の海域で巡航法執行を行うことは中国固有の権利
CCTVニュース2020年7月22日21:47（仲村翻訳）

中国外務省は本日（22日）定例記者会見を行いました。会見で、記者は中国沿岸警備隊船が釣魚島の水域を100日間連続して巡回していることを尋ね、日本側は繰り返し中国側に抗議している。なぜ中国はこの地域をクルーズするのですか？それに応えて、外務省のスポーツマン、Wang Wenbin氏は、釣魚島とその付属島は古代から中国固有の領土であると述べました。釣魚島の海域で中国沿岸警備隊船によるパトロール実施を実施することは中国固有の権利です。日本側からのいわゆる「抗議」は受け付けておりません。両当事者は、**4点原則的共通認識**に従って行動し、現場での管理と制御を適切に行い、状況の拡大を防ぐ必要があります。（編集：陰恵仙）

<原文>



国内 | 国際 | 经济 |

外交部：在钓鱼岛海域开展巡航执法是中方固有权利

央视新闻客户端 央视新闻客户端 2020年07月22日 21:47

A- A+ 我要分享

中国外交部今天（22日）举行例行记者会。会上，有记者问，中方海警船已连续100天在钓鱼岛海域巡航，日方已向中方反复抗议。中方为何在该海域巡航？对此，外交部发言人汪文斌表示，钓鱼岛及其附属岛屿自古以来就是中国固有领土。中国海警船在钓鱼岛海域开展巡航执法是中方固有权利。我们不接受日方所谓“抗议”。双方应按**四点原则共识行事**，做好现场管控，防止事态升级。（总台央视记者 黄惠馨 靳丹妮）

昭和47年の日中共同声明に始める
日中間で交わした4つの政治文書のこと

（编辑 尹惠仙）

仲村覚
2020/9/24

一般社団法人
日本沖縄政策研究フォーラム
Okinawa Policy Research Forum of Japan

中国外交部が日本に遵守を求めている内容② 日中共同声明の遵守を重ねて求める



Google カスタム検索



検索

中華人民共和国

日中関係の改善に向けた話し合い

平成26年11月7日
[英語版 \(English\)](#)



日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一一致をみた。

- 1 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
- 2 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することで若干の認識の一一致をみた。
- 3 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一一致をみた。
- 4 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一一致をみた。

昭和47年

<日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明>

(抜粋)

- 一、日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二、日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三、中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、**ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。**

昭和53年

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

(抜粋)

日本国及び中華人民共和国は、1972年9月29日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を発出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもつて回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直
中華人民共和国 外交部長 黄 華

平成10年

平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する

日中共同宣言

(抜粋)

双方は、過去を直視し歴史を正しく認識することが、日中関係を発展させる重要な基礎であると考える。日本側は、1972年の日中共同声明及び1995年8月15日の内閣総理大臣談話を遵守し、過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた責任を痛感し、これに対し深い反省を表明した。中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発展の道を堅持することを希望する。双方は、この基礎の上に長きにわたる友好関係を発展させる。

平成20年

「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明

(抜粋)

双方は、1972年9月29日に発表された日中共同声明、1978年8月12日に署名された日中平和友好条約及び1998年11月26日に発表された日中共同宣言が、日中関係を安定的に発展させ、未来を切り開く政治的基礎であることを改めて表明し、三つの文書の諸原則を引き続き遵守することを確認した。また、双方は、2006年10月8日及び2007年4月11日の日中共同プレス発表にある共通認識を引き続き堅持し、全面的に実施することを確認した。



釣魚島が日本のものではない4つの理由

ここには4つの問題がある。第1に「サンフランシスコ講和条約」の合法性の問題。第2に釣魚列島が琉球列島に属すのか否かという問題。第3に琉球列島が日本に属すのか否かという問題。第4に戦後の日本の領土は結局どの範囲なのかという問題だ。これら4つの問題は互いに絡み合っているが、その中心にあるのは琉球列島の帰属の問題だ。

第1に「サンフランシスコ講和条約」は不法な条約だ。1951年9月4日、米国は一方的に52カ国を招請し、サンフランシスコで対日講和会議を行った。だが第二次大戦で日本軍国主義の侵略を迎撃した主力である中国は荒々しく締め出された。「サンフランシスコ講和条約」で日本は琉球諸島と小笠原諸島を米国を唯一の施政権者とする国際連合の信託統治下に置くことに同意した。同年9月18日、中国政府は講和条約の合法性を認めないとの声明を発表した。

第2に釣魚列島は琉球列島ではなく中国に属している。「サンフランシスコ講和条約」第二章第三条で国連の信託統治下に置くと定めた領土に釣魚島は含まれていない。

第3に琉球諸島は日本に属さない。琉球はかつて中国の藩属国だったのだ。琉球諸島は紀元1372年から中国の明朝に朝貢を始めた。国王は明朝の冊封を受け、官民は実に頻繁に明朝と往来していた。1879年に日本が出兵し、占領するまで琉球王国はずっと中国の朝廷に直属する独立王国であり、その国民の大部分は福建省、浙江省、台湾沿海地区の住民であり、祖国大陸と血筋が相連なるのみならず、言語も文字もみな中国語であり、法制や制度も大陸の朝廷と完全に一致していたのだ。

第4に「ポツダム宣言」第8条は「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州、四国及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と定めている。戦後の日本の版図に琉球諸島は全く含まれておらず、釣魚列島にいたっては論外であることがここにはっきりと示されている。これが戦後の取り決めなのだ。日本はこれに服なければならない。(編集NA)

「人民網日本語版」2012年7月26日

外交部:中国は「サンフランシスコ講和条約」を断じて承認せず

外交部（外務省）の洪磊報道官は30日の定例記者会見で「**中国政府は『サンフランシスコ講和条約』は不法で無効との認識であり、断じて承認できない**」と表明した。

記者：日本の菅義偉内閣官房長官は29日「釣魚島（日本名・尖閣諸島）は馬關條約（下関條約）締結以前から日本の領土であり、ポツダム宣言以前ならなおさらそうだ。日本の領土はサンフランシスコ講和条約で法的に確定された」と述べた。これについて中国側のコメントは。

洪報道官：1895年、日本は甲午戦争（日清戦争）で中国的清政府の敗色が決定的となったのを利用して、秘密裏に釣魚島を日本の版図に編入した。これは不法な窃取行為だ。続いて日本は清政府に、不平等な馬關條約を締結して、釣魚島を含む「台湾全島及び全ての附属各島嶼」を割譲することを強制した。

1943年12月、中米英三カ国首脳はカイロ宣言を発表し、日本が中国から盗み取った領土の中国への返還を定めた。1945年7月のポツダム宣言は、カイロ宣言の条項は履行されるべきと再確認した。1945年8月、日本の天皇は終戦の詔書で、ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏することを宣言した。**1972年9月の中日国交正常化時に署名された中日共同声明は「日本側はポツダム宣言第8条に基づく立場を堅持する」と明記している。**

中国政府は、「サンフランシスコ講和条約」は中華人民共和国が準備、立案及び調印に参加しておらず、不法で、無効であり、断じて承認できないと、繰り返し厳粛に声明している。釣魚島が琉球の一部であったことはない。「サンフランシスコ講和条約」第3条の信託統治範囲にも釣魚島は含まれていない。(編集NA)

「人民網日本語版」2013年5月31日

4つの基本文書の遵守を認める日本政府とそこに潜む罠

4つの基本文書>日共同声明>ポツダム宣言>カイロ宣言

中国外交部が日本に遵守を求めている内容① 「ポツダム宣言」「カイロ宣言」

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

Google カスタム検索 検索

中華人民共和国

日中関係の改善に向けた話合い

平成26年11月7日
英語版 (English)

ツイート いいね！ 1 シェア メール

日中関係の改善に向け、これまで両国政府間で静かな話し合いを続けてきたが、今般、以下の諸点につき意見の一致をみた。

- 1 双方は、日中間の四つの基本文書の諸原則と精神を遵守し、日中の戦略的互恵関係を引き続き発展させていくことを確認した。
- 2 双方は、歴史を直視し、未来に向かうという精神に従い、両国関係に影響する政治的困難を克服することを若干の認識の一致をみた。
- 3 双方は、尖閣諸島等東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の事態の発生を回避することで意見の一致をみた。
- 4 双方は、様々な多国間・二国間のチャンネルを活用して、政治・外交・安保対話を徐々に再開し、政治的相互信頼関係の構築に努めることにつき意見の一致をみた。

＜カイロ宣言＞

同盟国の目的は、1914年の第一次世界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国からはく奪すること、並びに満洲、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。日本国は、また、暴力及び強姦により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。

※チャイナは、「澎湖島のような島々に琉球も含まれる。」と解釈。

＜ポツダム宣言＞

8条：カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。

※チャイナは、ポツダム宣言第8条にかかれている「われわれ」の中に中華民国もふくまれ、日共同声明で唯一の合法政府であるとした中華人民共和国もふくまれるのであり、それを無視して締結された沖縄返還協定は向こうであるという立場をとる。

＜日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明＞

- 一. 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 二. 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
- 三. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。



日中共同声明にポツダム宣言の堅持が記載された背景



ホーム > コラム/レポート > 台湾問題についての日本の立場－日中共同声明第三項の意味－

台湾問題についての日本の立場－日中共同声明第三項の意味－

2007-10-24 栗山尚一(元駐米大使) (抜粋)

「台湾問題に關し、日本側は、日中共同声明において表明した立場を堅持する旨表明した」という一文がある。ここでいう「日中共同声明において表明した立場」とは、具体的にどのようなものなのか。英語でInstitutional memoryという言葉がある。特定の組織が、当該組織に属したことがある個人ではなく、組織として継承している過去の記憶のことである。今年は、日中国交正常化35周年に当たる。35年前に国交正常化を合意した日中共同声明の主要な争点の一つであった台湾問題についての日本政府の当時の交渉記憶が正確なものかどうかを、この機会に改めて検証してみる必要があるようと思われる。

◎「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。」

◎日本政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」

右に引用したのが、台湾の地位について合意された日中共同声明第三項である。同項は、1972年9月、北京での国交正常化交渉において最後まで残った争点であり、また、共同声明の中で今日でも実体的意味を持っている唯一の規定なのである。（当時筆者は、条約課長として、田中総理、大平外相に随行し、高島条約局長を補佐して中国側との交渉に参画した。）

(中略)さて、「中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重する」とのわが方案に対し、中国側の回答は、「ノー」であった。このような厳しい反応は、台湾に対して強い影響力を有している国は米国に次いで日本との実情を考えれば、予想されることはなかった。したがって、訪中前に条約局は、中国がわが方案を拒否した場合に備え、ぎりぎりの第二次案を考えておく必要があると判断したのである。そして、そのような案としてわれわれ事務当局がポケットに入れておいたのが、当初案の末尾につなげて「**ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する**」との一文を加えたものであった。

わが国が降伏に際して受諾したポツダム宣言（日本の降伏条件を規定した宣言として、1945年7月26日付で米・英・中華民国三国首脳により発出）は、その第八項（領土条項）において、「カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と規定している。そして、同じ三国の首脳が1947年11月に発出したカイロ宣言は、台湾、澎湖諸島は中華民国（当時）に返還することが対日戦争の目的の一つであると述べている。「一つの中国」という立場から、中華人民共和国政府が中国を代表する唯一の正統政府と認めるのであれば、カイロ宣言にいう「中華民国」とは、中華人民共和国が継承した中国である。したがって、**カイロ宣言の履行を謳っているポツダム宣言第八項に基づく立場とは、中国すなわち中華人民共和国への台湾の返還を認めるとする立場を意味する**のである。

姫鵬飛外相を通じてわが方の第二次案を受け取った周恩来総理は、これを受け入れる決断をした。中国側の同意を知らされたわれわれは、筆者を含め、これで正常化交渉はまとまったと感じた。

日中友好協会第1回大会

(昭和25年9月30日～10月1日)

日中友好協会結成趣旨（抜粋）

過ぐる第二次大戦の結果、日本軍国主義は打ち倒された。そして昨一九四九年十月一日中国においては、新たに中華人民共和国が成立した。今や両国の関係は全面的に改変されなければならない。即ち我々は両国の関係が両国人民の平和と繁栄と福祉を基礎として一新されなければならず、また一新され得る一転機に立ち到ったものと確信するものである。いまこそ我々は両国人民の正しい相互関係をうちたてなければならない。何故ならば、そうすることによって始めて両国の安全と平和とが保証されるのであり、また日本経済の平和的な再建が保証され、日本人民の繁栄と幸福が保証されるのであり、ひいては中国人民の繁栄と幸福の可能性も無限の保証を与えられるからである。これこそ我々が世界平和に貢献し得る唯一の前提条件であると確信するものである。このことを達成するためには、両国人民特に日本側における熱烈な努力がなければならない。**過去両国人民に不幸をもたらした大きな要因の一つは、指導者階級によって誤らされた我々の誤った中国観であった。この誤った中国観の一掃に我々は最大の努力をはらうものであるが、正しい両国の関係を樹立するために、全中国の人民が我々に絶大の援助を与えられることを希望すると共に、我々は中国を含めた全連合国による対日講和が、一日も早く締結されることを切望するものである。**

<中略>

我々は左に掲げる綱領のもとに、全力をあげて本協会の目的の達成に努力することを誓う。

一．本協会は、日本国民の誤った中国観を深く反省し、これが是正に努力する。

- 二．本協会は、日中両国人民の相互理解と協力をうちたてるため、両国文化の交流に努力する。
- 三．本協会は、日中両国の経済建設と人民生活の向上に資するため、日中貿易の促進に努力する。
- 四．本協会は、日中両国人民の友好提携により、相互の安全と平和をはかり、もって世界平和に貢献する。

活動方針（抜粋）

一、友好運動の原則

およそ過去の日本がおかした帝国主義的侵略のあやまちを深く反省した上、相互の敬愛と平等の立場のうえにおいて、はじめて両国人民がかたく手を握るべきであることに賛成する人びとは、その階級、職業、政治的信念の如何を問わず、各層各界にわたって、すべて本会の会員たり得るものでなければならぬ。

二、誤れる中国観の是正

軍国主義的な優越観にもとづく中国軽蔑視の観念はもちろん、ふるいシナ学にもとづく中国停滞の思想は、現代中国を理解する上の主要な障害となっている。われわれはこれにたいして新中国の正しい報道を普及化することによって、批判を加えなければならない。これらの活動は、協会の全文化活動において当面する、もっとも重要な課題としてとりあげなければならない。

八、組織活動の方針

すべての労組と結合して日中友好の気運高めることは、いまや重点的に実行しなければならないことである。



サンフランシスコ講和条約の締結に大反対した日中友好協会

全面講和愛國運動協議会の結成

昭和26年1月25日、日本共産党、労働者農民党らは全面講和愛國運動協議会を結成、下記の運動目標を決定し署名運動等を開始した。

- 全面講和と講和後の全占領軍の撤退こそが日本の平和と独立のため絶対必要だという国論統一に向かって大運動を起こす。
- 再軍備に絶対反対し中日貿易禁止反対とあわせて大衆の日常生活の要求と結びつけて斗う
- 七千万人を目標として全面講和の要求と再軍備反対の署名運動を全国的に起こす。
- この全面講和愛國運動をすすめるため「全面講和愛國運動協議会」をつくる。
- あつまつた署名はトルーマン大統領(米)・スターリン首相(ソ)・毛泽東主席(中)・アトリー首相(英)へ送る。

表1 全面講和愛國運動協議会加盟団体	
（政党）	日本共産党 労働者農民党 社会党再建全国連絡会
（労組）	日本産業別労働組合会議（産別） 全国産業別労働組合連合（新産別）
（農民組合）	日本農民組合
（民主団体その他）	日本農民組合
日本農民組合	民主友ノ会 日ソ親善協会 日本民主婦人協議会 婦人民主クラブ
留日華僑總会	日本文化人會議 新日本文学会 反戦学生同盟 秋田ベンクラブ
日本本脩地家人組合	部落解放全國委員会 傷痍團體中央連絡会
東京地方民主民族戰線準備会	全国ガス労働組合連合会 在日朝鮮民主統一戰線 日本青年会議
日本文化人會議 新日本文学会 反戦学生同盟 秋田ベンクラブ	日本学生自治会總連合 日本青年同盟
関西主婦連合会	松川事件対策協議会 日本婦運者同盟 日本患者同盟
日本戦没学生記念会（わだつみ会）	在日朝鮮民主統一戰線 日本青年会議
日本労農救援会 キリスト者平和の会	埼玉県二合半領被告團

昭和26年

5月18日	国連総会「中国向禁輸勧告」決議、ココムの下にチンコムを設置
7月7日	日中友好協会、「中国除外の片面講和反対、日本軍国主義復活反対行動月間」を開始。

対日講和問題に関する周恩来中国外相の声明（抜粋）

1951年8月15日

ここに中華人民共和国中央人民政府は重ねてつぎのとおり声明するものである。すなわち、対日平和条約の準備、起草及び署名に中華人民共和国の参加がなければ、その内容と結果のいかんにかかわらず、中央人民政府はこれをすべて不法であり、それゆえ無効であると考えるものである。

8月24日	日中貿易促進労組協議会結成。
8月31日	「日中友好会議」を開催、「全面講和を要望する決議」採択。

サンフランシスコ講和条約、日米安保条約調印

1951年9月8日

9月18日	周恩来総理兼外相、中国不参加の対日講和は無効と声明。
-------	----------------------------

昭和27年

サンフランシスコ講和条約発効、日華平和条約調印

1952年4月28日

5月5日	周恩来総理兼外相、サンフランシスコ講和条約と日華条約を否認。
------	--------------------------------

日中友好運動は、この時から、いわゆるサンフランシスコ体制=「中国封じ込め」体制への抵抗という新しい段階にはいっていった。（「日中友好運動史P49」）



締結と封じ込め破り

中国封じ込めを破った三人の日本人国会議員

1952年4月、周總理はモスクワで開かれた国際経済会議に出席する中国代表団の正副団長である南漢宸（なんかんしん）氏と雷任民氏は、この会議に出席する3人の日本の国会議員である高良とみ女史、帆足計氏、宮腰喜助氏に対し中国訪問を招請するよう指示した。3人の国会議員は、日本政府の制止にもかかわらず、モスクワから直接、中国にやってきた。



1952年5月、南漢宸中国国際貿易促進委員会主席の招きで、新中国の建国後、最初に中国を訪れた高良トミ日本国参議院議員、宮腰喜助、帆足計衆議院議員らが北京入りした。6月1日、双方は会談を通じて、北京で最初の中日民間貿易協定に調印した。

第1次日中民間貿易協定(抜粋)

1952年6月1日

中国国際貿易促進委員会主席 南漢宸（これを甲と称する）と、国際経済会議日本代表 高良とみ、日本中日貿易促進会代表 帆足計、中日貿易促進議員連盟理事長 宮腰喜助（これを乙と称する）は、中日人民間の貿易を促進するために、双方で協議したのち、平等互恵の原則の上に下記のごとく協定する。

第一条 双方の輸出及び輸入金額は各三千万英ポンドとする。

第二条 双方の同意のもとに同類に属する商品を相互に交換するものとする。

双方の輸出商品の分類（詳細は別表に掲ぐ）および各類の総額に対する百分比はそれぞれ次のとおりとする。

		中国	日本
甲類	40 %	石炭、大豆、マンガン鉱、鉄鉱石、豚毛	紫銅、鋼板、鋼管、建築鋼材、鉄道鋼材、馬口鉄（ブリキ）、黒鉄皮（薄鉄板）、白鉄（亜鉛塗鉄板）、ドラム罐用鉄板、アルミニウム塊
乙類	30 %	塩、雑豆、落花生実、桐油、マグネサイト、ボーキサイト、螢石、耐火粘土（東北産ボーキサイト）、胡麻、焦宝石（山東産一キイト）、燐灰石、羽毛、石綿、綿花、羊毛	紡績機械および同部品、船舶（冷蔵船）、小型機関車、殺虫剤、ズルフォニアダイアジン、硝塩剤、苛性ソーダ、石灰酸、硼砂、高級インク、起重機、無線電信機および同部分品、貨物自動車（重量）、電気機械
丙類	30 %	綿実カス、豚皮、滑石、石墨、石膏、雄黃、五倍子、松香、甘草、薬草、生漆、落綿、ヒマシ実	農業機械、自転車、自動車部分品、タイプライター、計算機、顕微鏡、測量機具、ボールベアリング、超短波医療機械、ソーダ灰、化学肥料（硫安、過磷酸石灰、石灰窒素）、人絹糸、綿布、綿糸、染料、写真機および写真機械、理化学用機械器具、昆布、雑紙類、録音機、拡声機

原則上同類物資をもつて、相互に交換すること。具体的にどうのような物資がどのような物資と交換するかということは契約の交渉の際、双方協議の上でこれを決定すること
国際経済会議日本代表

高良 とみ（※参議院議員、緑風会）

中日貿易促進会代表

帆足 計（※参議院議員、日本社会党）

中日貿易促進議員連盟理事長

宮腰 喜助（※衆議院議員、緑風会）

中国国際貿易促進委員会主席 南 漢 宸

仲村覚

2020/9/24

10



一般社団法人
日本沖縄政策研究フォーラム
Okinawa Policy Research Forum of Japan

中国在留日本人「興安丸」で帰還

1955年12月14日



1955年12月14日、中国に在留していた279人の日本人とその家族が天津新港で日本船「興安丸」で日本に帰国した。同時に、モンゴル人民共和国政府から中国政府の関係部門に引き渡され、中国政府関係部門が中国紅十字会に委託して日本に送還されることになった4人のもと日本人戦犯もこの船で帰国した。中国殉難者遺骨護送団も「興安丸」で日本に戻った。



日本政府を揺さぶった在華邦人帰国事業

<在留邦人帰国事業>

1952年12月1日、人民政府は新華社を通じて、(1)現在、中国に約3万名の一般邦人及び少数の日本人「戦犯」が存在し、(2)一般邦人については人民政府が帰国支援を行う意向があり、(3)日本側は適当な機関あるいは人民団体が代表を派遣して中国紅十字会とその具体的手続きについて交渉することができる旨を明らかにした(第一次北京放送)。

同じ月23日、人民政府は日本側代表として日本赤十字社、日中友好協会及び日本平和連絡委員会の民間三団体を指定することを明らかにした(第二次北京放送)

昭和27年(1952年)

12月1日	中国政府、新華社を通じ、在華法人の帰国援助方針発表。(北京放送)
12月23日	人民政府三団体を日本側代表として指定。(北京放送)

昭和28年(1953年)

1月8日	人民政府、代表団に有田八郎全協会長(元外相)を拒否。(北京放送)
1月?日	代表団、民間団体の6名に高良とみ参議院議員を加えた7名に決定。
1月?日	日本側三団体北京へ向けて日本を出発
2月15日	廖承志を代表とする中国紅十字会と公式会談開始。
2月25日	中共地域からの帰還に関する件
3月5日	北京協定成立
3月23日	帰国船第一便興安丸、舞鶴に入港。
10月30日	李徳全声明により集団引き上げは一時中断(7次で2万6146名が帰国)

昭和29年(1954年)

5月29日	参議院本会議「中国紅十字会代表招請に関する決議」
10月30日	中国紅十字会代表団、中国より初の訪日団として来日。
11月3日	邦人帰国問題等に関する日中懇談覚書締結(日本赤十字者にて)

昭和30年(1955年)

6月28日	中国紅十字会と日赤等の日本帰国問題三団体代表は戦犯家族の訪中面会や、竿帰り援助等について天津コムニケ調印(三団体:「日本赤十字社」「日中友好協会」「日本平和連絡委員会」)※相互に自由な往来を努力
-------	---

海外邦人の引揚に関する件(昭和27年3月18日閣議決定)

一、海上輸送

(3)外務省は、帰還輸送船に、関係政府当局より、引揚者を受領せしめるに必要な権限を与えた政府職員を乗船せしめるものとする。

北京協定締結交渉における三団体乗船問題

中共地域からの帰還に関する件(昭和28年2月25日閣議決定)

海外邦人の帰還については、昭和二十七年三月十八日の閣議決定により行なわれることとなつているが、今次の中共地域からの帰還については、その特殊な事態にかんがみ、前記閣議決定にかかわらず、海上輸送については次の要領により行なう。

三団体が帰国事業再開交渉を中国代表招請を条件とする。

第19回国会

昭和29年5月29日
参議院本会議

中国紅十字会代表招請に関する決議

現在なお中共地区に残留する多数同胞の速やかなる帰還は留守家族を始め全国民の齊しく切望するところである。

日本赤十字社においては中共地区残留同胞の集団引揚に関し特に尽力せられたる中国紅十字会の代表を社賓として招請しその厚意に感謝するとともに今後の引揚に関し一層の援助を要請すべく努力を重ねつつある。

政府は、この際日本赤十字社の要望に対し速やかに適切なる措置を講じ、もつて留守家族の熱望と全国民の期待に応えるべきである。

右決議する。

邦人帰国問題等に関する日中懇談覚書

1954年11月3日

一、在華日本人の総数は約八千名で、そのうち帰国を希望しない女約四千七百名、帰国を希望しない男は上記女の約五分の一、現在帰国を希望する者は男、女、子供を合せて約二千名以内である。尚右の帰国希望者には各種の職業に従事し、或は旅大地区および中国の各地方に居留した日本人を含んでいる。又、現在帰國を希望しないが、将来帰國を希望する者については中国紅十字会は以後の帰國を援助する。

<以下省略>

出席者

中国紅十字会 **廖承志**、趙安博、紀鋒、蕭向前

日本赤十字社 島津忠承、葛西嘉資、工藤忠夫

日本中国友好協会 伊藤武雄、加島敏雄、宮崎世民

仲村覚
2020/9/24



一般社団法人
日本沖縄政策研究フォーラム
Okinawa Policy Research Forum of Japan



新中国建国後初の日本訪問代表団

1954年10月30日、李徳全中国紅十字総会会長を団長とし、廖承志中国紅十字総会顧問を副団長とする中国紅十字代表団が空路東京羽田空港に到着し、日本訪問を始めた。

これは新中国の建国後、初めての日本訪問代表団である。代表団は日本各界の人びとと幅広く交流し、日本国民に対する中国人民の友好の気持を伝え、大きな成功を収めた。

その後、中日の民間関係は経済往来から政治分野へと広がり、日本の各党派、各界の友好的な人びとが次々と中国を訪問した。



要点

- 中国の尖閣活動に関する対日批判のニュースでは、日本メディアは、最も重要な情報が削除して報道している。それは、中国が日本に「四つの原則的共通認識の精神を遵守を求めていることだ。
- 四つの原則的共通認識とは、72年の日中共同声明、78年の日中平和友好条約、98年の日中共同宣言、2008年の日中共同声明のことである。
- つまり、これらの共通認識に従って「日本は尖閣諸島の主権を放棄せよ」と主張したわけだ。
- これは、日本人には全く理解できないが、中国側にはロジックがあり、チャイナメディアでは数多くの解説が既に存在している。
- 72年の日中共同声明では、日本はポツダム宣言第8条に基づく立場を堅持すると書かれており、ポツダム宣言には、「カイロ宣言の条項は履行さるべきものとし、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びわれわれの決定する周辺小諸島に限定するものとする。」と書かれており、カイロ宣言には、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還すること」と書かれており、琉球諸島は、日本が清国から盗み取った国であり、それらの島々は、日中共同声明に基づいて清国、中華民国の継承国である中華人民共和国に返還しなければならない。
- 中華人民共和国は、現在もサンフランシスコ講和条約を認めておらず、その姿勢は、講和条約締結前から一貫している。
- **日中友好の工作は、中華人民共和国成立前から行われていた。**
- 日中友好運動の出発点は、日本に自虐史観を植えるける思想戦だった。
- 日中友好協会の最初の大きな運動は、全面講和、占領軍撤退、再軍備反対であり、日本を中華人民共和国の支配下に置くことだった。
- しかし、講和条約とサンフランシスコ講和条約発効、日米安全保障条約、日華平和条約調印により封じ込められた。
- その封じ込めを最初に打ち破ったのは、高良トミ、帆足計、宮腰喜助の三人の日本人国会議員だった。
- **中共政府は日本政府を揺さぶるために、在華邦人帰国事業を利用し、日本赤十字社、日中友好協会及び日本平和連絡委員会の民間三団体を指定した。**
- 中共の対日工作は、徹底しており一度開けた穴は、徹底的に利用して更に大きく広げる。現在でもサンフランシスコ講和条約体制の転換を目的としている。

